

第2章 子ども・若者や子育て家庭の状況

1 社会状況

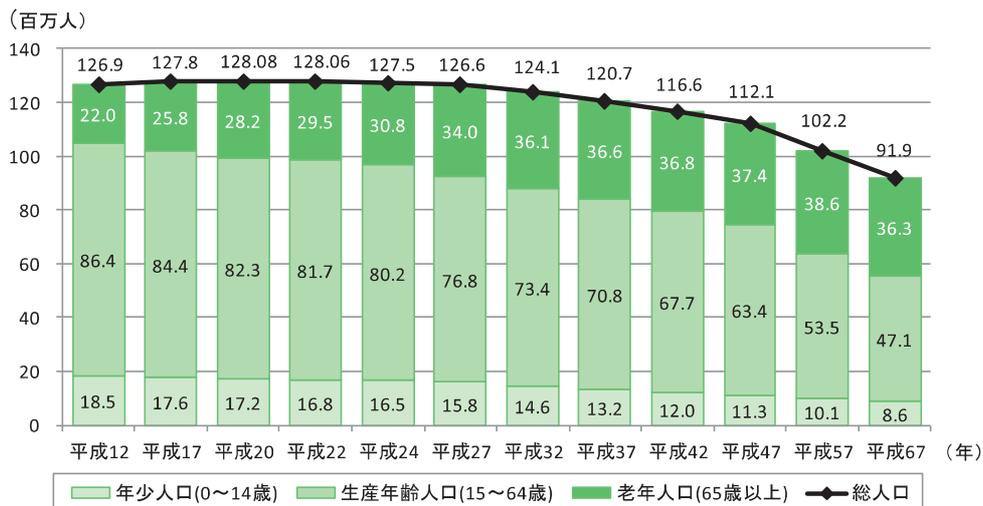
(1) 急速な少子高齢化と生産年齢人口の減少

我が国の人口は、2008(平成20)年をピークとして今後も長期的に減少し、少子高齢化も急速に進むことが予測されることから、年少・生産年齢人口の減少と老年人口の増加による人口構造の変化は、社会・経済などに大きくかつ幅広い影響を与えるものと考えられています。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(2014(平成26)年6月24日 閣議決定)のいわゆる骨太方針の中で、「経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題」の一つとして「少子化対策」を掲げ、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で、子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実するとしています。また、これまでの少子化対策の延長線上になかった政策の検討として、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域のかも視野に入れた取組を検討するとしています。

さらに、「少子化危機突破のための緊急対策」(2013(平成25)年6月7日 少子化社会対策会議決定)の中でも、結婚や妊娠・出産に対する国民の希望を叶える観点から、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を緊急対策の柱としています。また、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(2014(平成26)年12月27日 閣議決定)の中では、「目指すべき将来の方向」として「活力ある日本社会の維持のために人口減少に歯止めをかけなければならない」とし、「まず目指すべきは、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである」、そして、「今後の基本的視点」として「人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する」と示し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現を重要視しています。

■我が国の将来人口推計



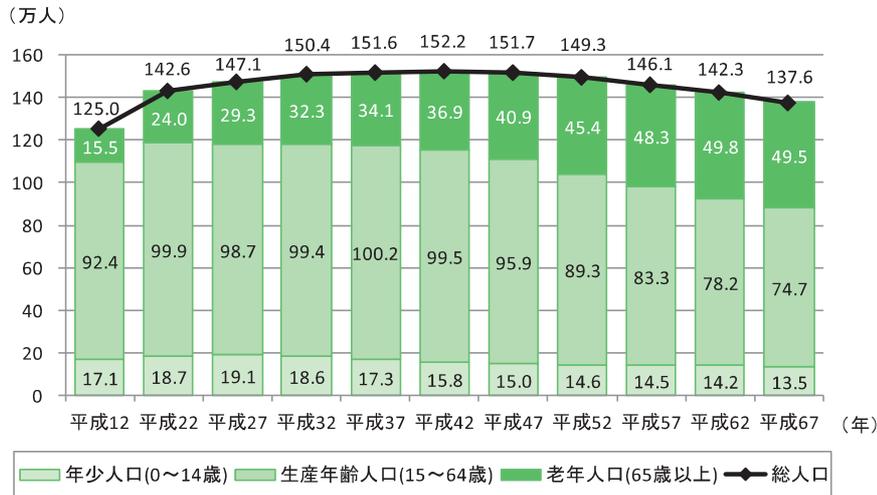
資料：総務省「国勢調査」、「我が国の推計人口」、「人口推計年報」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)

注)平成27年以降は推計値。総人口の値は、端数処理のため年齢3区分別人口の合計値とならない場合がある。また、平成20年の総人口の値は、推計公表後、平成24年に総務省統計局より補間補正人口の公表に伴い改訂された値であるため、年齢3区分別人口の合計値とならない。

本市は、人口増加や高い出生率^{※1)}に支えられ、年少人口は増加傾向にありましたが、2015(平成27)年をピークに減少が予測されており、全国と比べ緩やかな少子化が進んでいきます。

■川崎市の将来人口推計



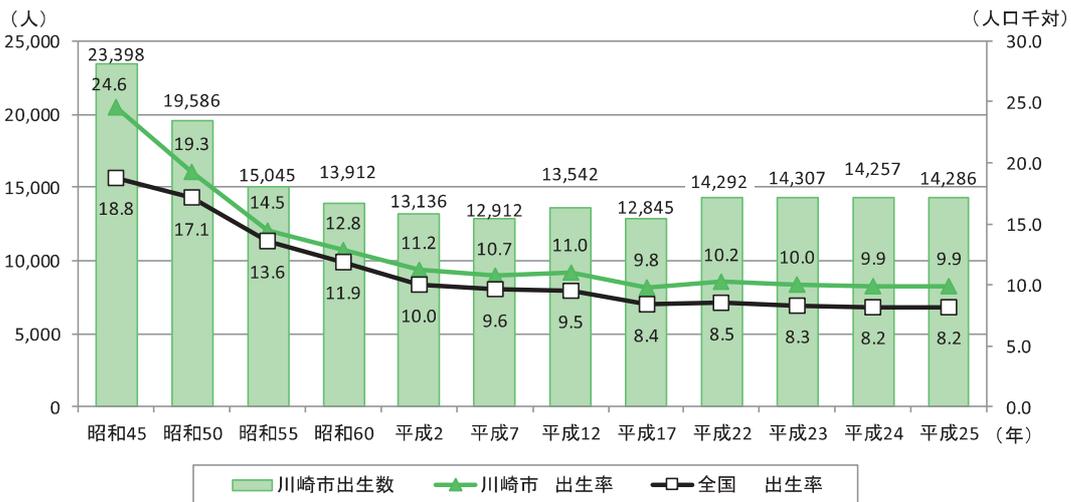
資料：総務省「国勢調査」、川崎市「川崎市年齢別人口」（各年10月1日）、「川崎市将来人口推計」（平成26年8月）
注）平成27年以降は将来人口推計値

本市の出生数の推移をみると、2005(平成17)年までおおむね減少傾向にありましたが、その後やや増えており、ここ数年は14,300人前後となっています。本市の出生率は、全国より高い水準である一方、合計特殊出生率^{※2)}は、全国よりも低い水準で推移しています。

注1) 人口1,000人に対する出生数

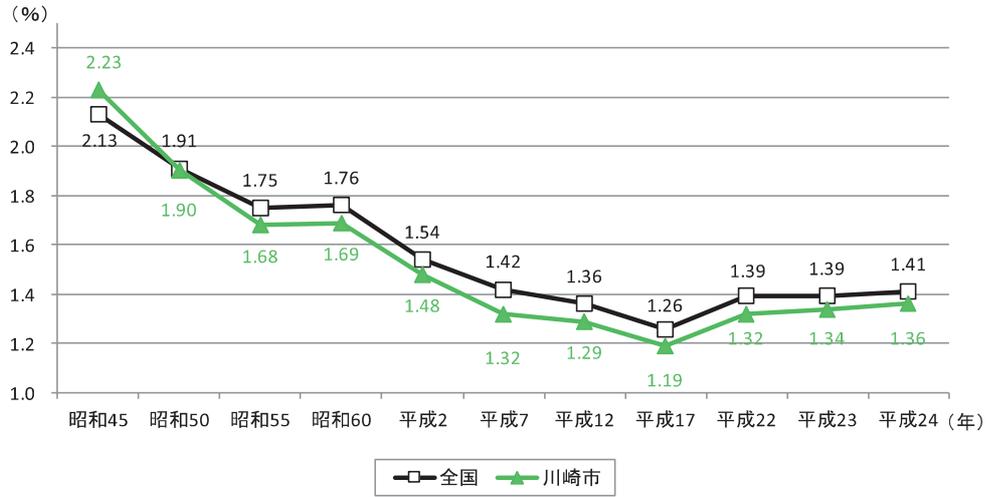
注2) 15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標（一人の女性が一生で出産する平均の子どもの数）

■出生数・出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）

■合計特殊出生率の推移



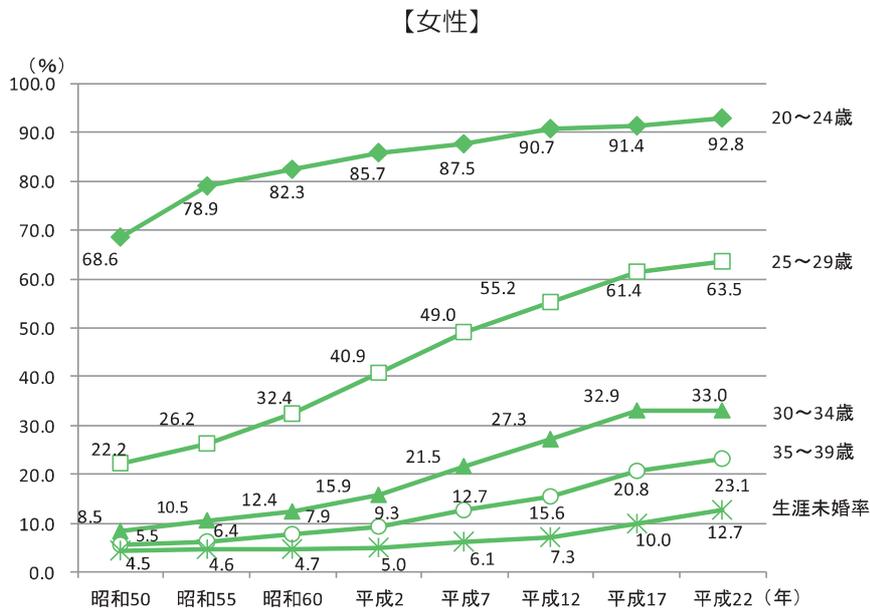
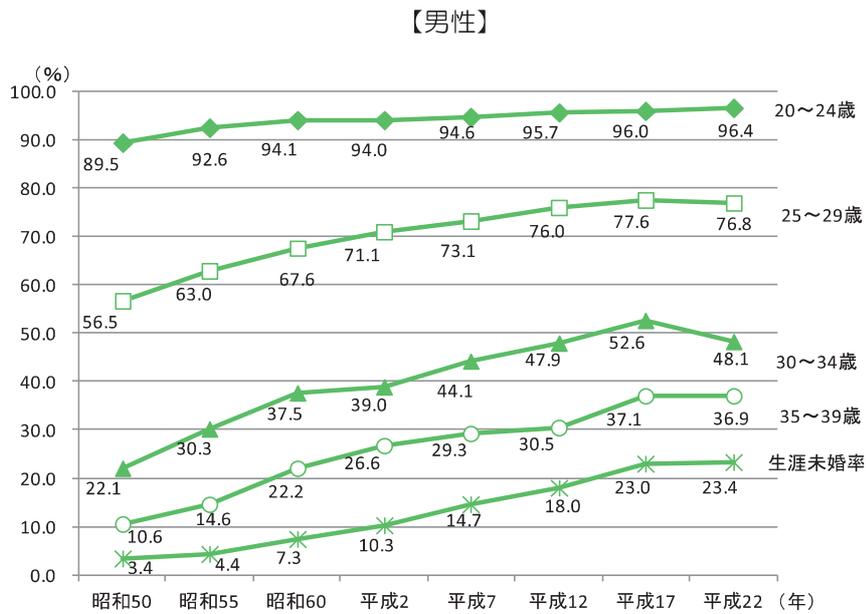
資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）

少子化の進行は、経済面においては、労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を与え、また、社会面においては、人口構造に歪みをもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に大きな影響を与えることが懸念されています。少子化などによる人口減少に歯止めをかけるには、国や地方自治体をはじめ、社会全体での取組が重要です。

(2) 未婚・晩婚化の進行

本市の婚姻・出産年齢の動向をみると、未婚率は、年々おおむね増加の傾向にあり、2010(平成22)年の25～29歳の未婚率は、男性76.8%、女性63.5%となっています。

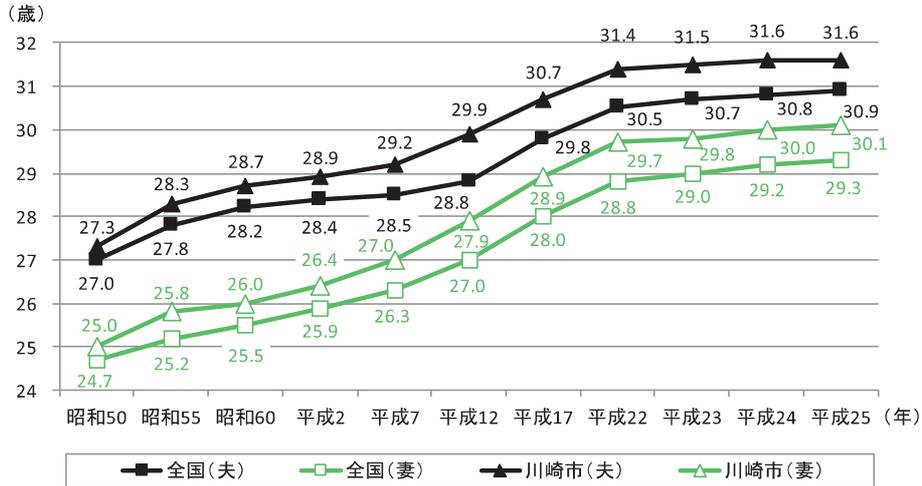
■川崎市の未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

また、平均初婚年齢も年々上昇しており、1975(昭和50)年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、この38年間に夫が4.3歳、妻が5.1歳それぞれ上昇し、2013(平成25)年には夫が31.6歳、妻が30.1歳となり、全国平均と比べると、夫0.7歳、妻0.8歳高く、晩婚化が進行している状況にあります。

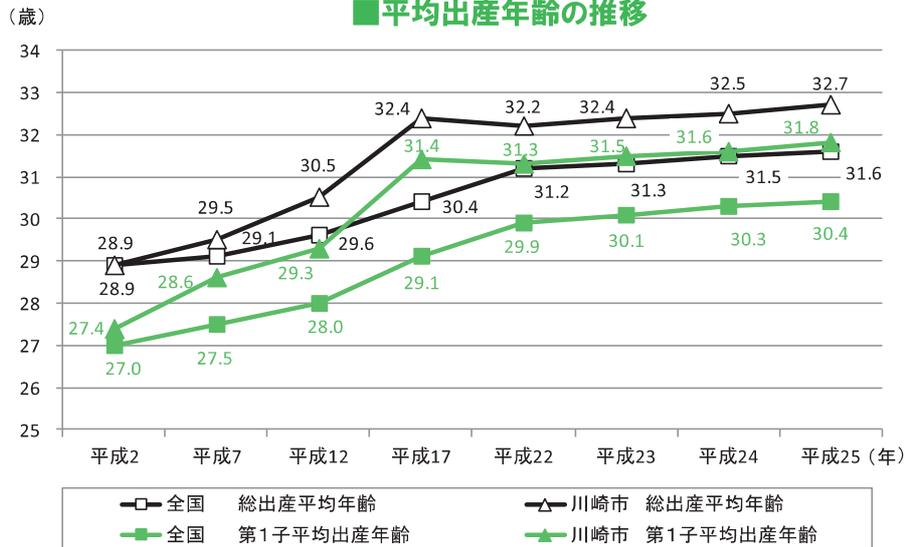
平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）

全国の総出産平均年齢は、1990(平成2)年からの15年間で大きく上昇しましたが、2005(平成17)年以降は微増しています。本市の2013(平成25)年の総出産年齢は32.7歳、第1子出産平均年齢は31.8歳であり、一貫してなだらかに上昇している全国平均より1歳以上高くなっています。

平均出産年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）

結婚・妊娠・出産等は、個人や家庭の価値観や考え方に関わる問題ですが、未婚化・晩婚化、出産年齢の上昇、経済的理由などから、結婚や子どもを持つことを希望しながらも実現しない現状もあります。こうしたことは、少子化に拍車をかける原因の一つとして懸念されていることから、子育て世代が希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会に向けた取組の充実が求められています。



テーマ：王子様とお散歩♡

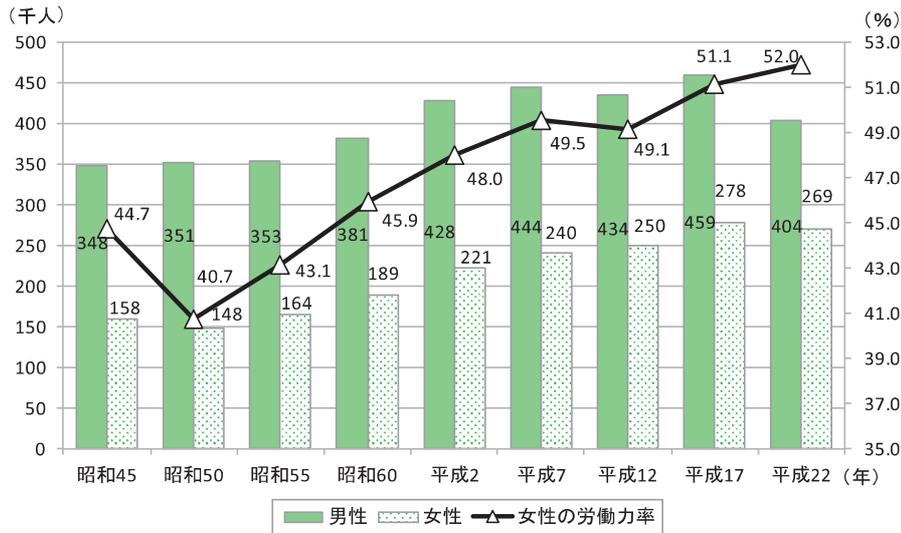
(3) 女性の労働力率と年齢別女性労働力率（M字カーブ）

女性の労働力人口^{注1)}、労働力率^{注2)}は年々上昇しており、2010(平成22)年の労働力率は52.0%でした。夫婦の労働力状態の推移をみると、国勢調査結果(2010(平成22)年度)においては、「夫婦ともに就労している世帯」が「夫婦いずれかが就労している世帯」を上回っています。

注1) 15歳以上の就業者(従業者と休業者を合わせたもの)と完全失業者(就業できず、求職活動の実績がある者)を合わせたもの

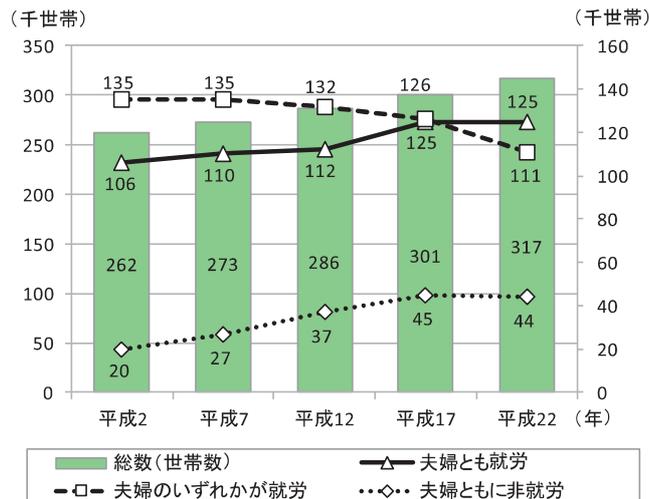
注2) 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合

■川崎市の労働力人口と労働力率(女性)の推移



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

■川崎市の夫婦の労働力状態の推移



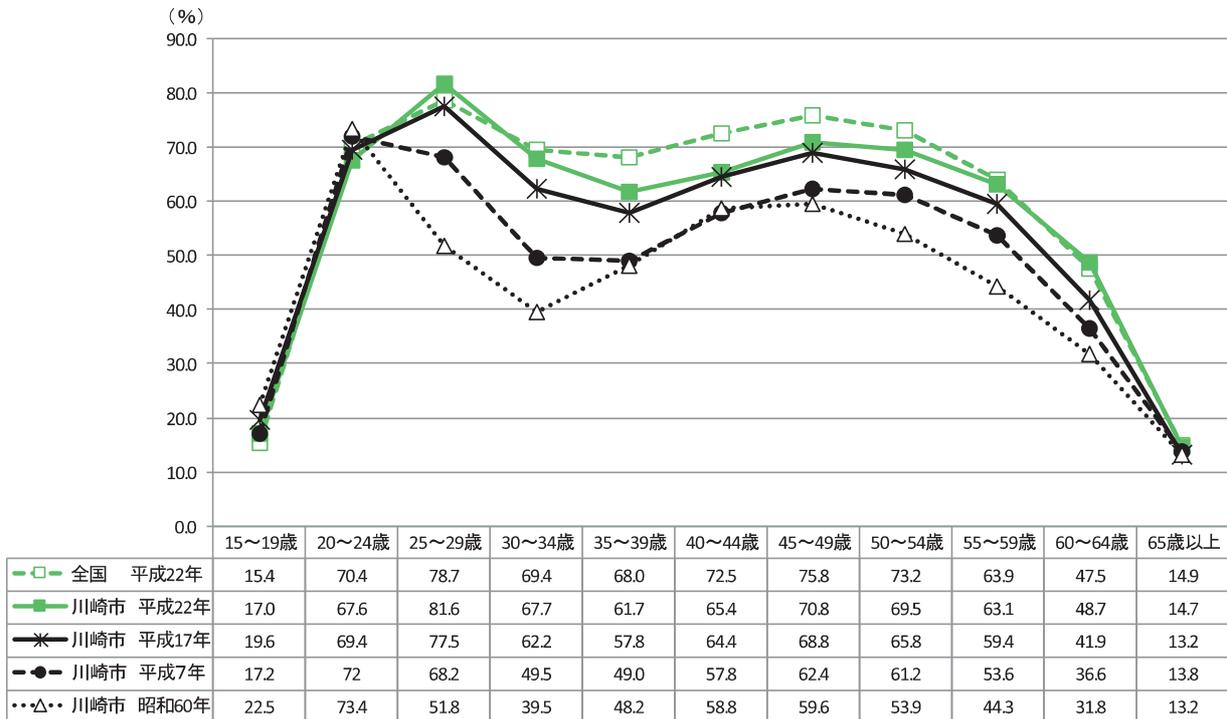
資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

注) 総数には夫の労働力状態「不詳」及び妻の労働力状態「不詳」を含む。

女性労働力率を年齢別にみると、25歳～29歳と45歳～49歳を頂点とし、30歳～34歳、35歳～39歳を底辺とするM字カーブ[※]を示しており、出産・子育て期に下がっていることがわかります。1985（昭和60）年以降の推移をみると、本市では25歳から64歳までの階級で労働力率が上昇しており、なだらかなM字型に変わってきています。また、2010（平成22）年の労働力率は、全国と比べると、特に35歳から49歳までの各階級で5ポイント以上の差がみられます。

注）女性労働力率は、結婚・出産期にあたる年代をピークに一旦低下、育児が落ち着いた時期に再び上昇し、その後再び低下することからM字を描くことを指している。

■年齢別女性労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

各家庭の経済状況や女性の自己実現、就労意欲の高まりなどにより、女性の就業率は上昇していますが、出産・子育て期の就労はまだ難しい状況にあることがわかります。

(4) 仕事と家庭生活の両立

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の充実に向けては、仕事と家庭生活の両立支援や個人の余暇・レジャーの充実を、またワーク・ライフ・バランス実現に向けての前提となる就業時間の短縮等、これまでも多岐・多様な内容が取り組まれてきました。

これらの取組は、働く男女両方を対象としたものであり、これまで大企業を中心に制度の整備は進んでいるものの、制度の活用はそれほど進んでいない状況がうかがえます。

育児休業制度の規定がある事業所別育児休業の取得率をみると、2010(平成22)年度においては、500人以上の事業所では男性は2.20%、女性は91.0%ですが、5~29人の事業所では男性は1.25%、女性は79.2%と低く、取得率は大企業ほど高い傾向にあります。また、総事業所における取得率の推移をみると、2010(平成22)年度では、男性は1.38%、女性は83.7%ですが、2013(平成25)年度では、男性2.03%、女性83.0%となり、女性は横ばい、男性は高くはなっているものの依然として低い傾向にあります。

■全国の実業所規模別育児休業取得率の推移

(単位：%)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女
5~29人	1.25	79.2	1.79	83.3	2.34	73.4	2.03	71.3
30~99人	1.74	83.7	3.73	86.7	1.65	87.2	1.62	91.6
100~499人	0.87	89.9	2.55	93.4	1.57	92.1	2.72	92.0
500人以上	2.20	91.0	2.85	91.4	1.96	90.6	1.39	88.2
総事業所	1.38	83.7	2.63	87.8	1.89	83.6	2.03	83.0

注) 全事業所において、各1年間に出生した人(配偶者が出生した男性を含む)に占める、各年10月1日までの間に育児休業を開始した人の割合である。資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

女性が活躍し、男女の働き方を改革するため、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活の両立を支援するためにも「ワーク・ライフ・バランス」の推進が必要です。

(5) 暮らしの変化とライフスタイルの多様化

近年における子どもの進学率の上昇、男女の未婚・晩婚化、女性の出生年齢の上昇、就労者の定年の延長などの社会変化に伴い、私たち一人ひとりのライフステージ^{注1)}も変化しています。男女のライフステージを世代ごとに比較すると、社会変化や平均寿命の伸長によるライフスパン^{注2)}の拡大と相まって、近年に生まれた人ほどライフステージの節目に当たる年齢が上方にシフトしていることがわかります。それに伴い、結婚をするかしないか、子どもを持つか持たないかなど人生の選択も多様化してきています。

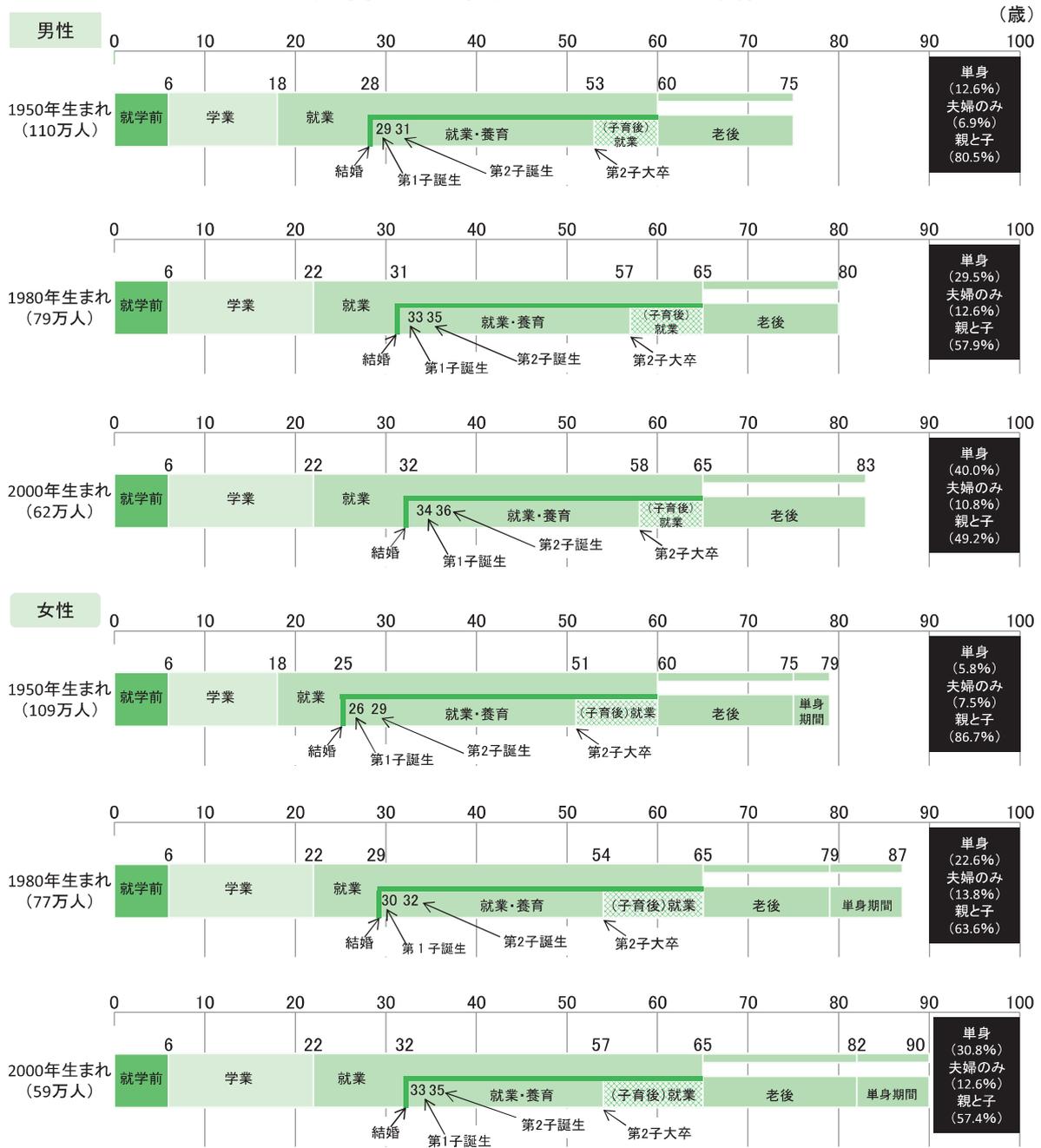
また、本市の国及び地方公共団体の事業所を除く民営事業所の従業者の状況は、第3次産業^{注3)}に就く人の割合が全体の7割を占めており、就労時間帯や勤務形態の多様化も進んでいます。

注1) 人間の一生を、一定の段階に分けて捉える考え方

注2) 人間の一生を、生から死を一つの区切りとする考え方

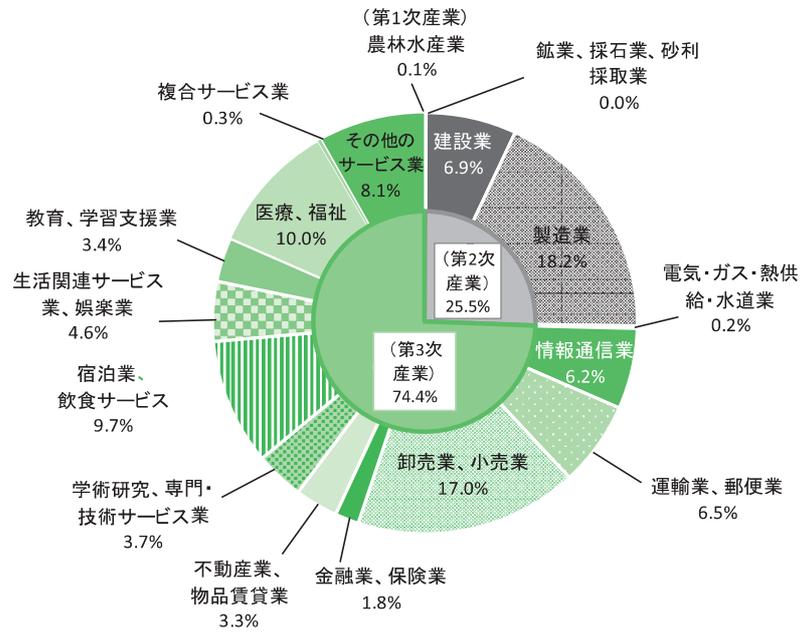
注3) 農林水産業を第1次産業(採取産業)、鉱業・建設業・製造業を第2次産業(加工生産業)、それ以外のサービス業等が第3次産業

■我が国における男女のライフステージの変化



資料：国土交通省「国土交通白書」（平成 24 年度）
 総務省「国勢調査報告」（各年 10 月 1 日）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 24 年 1 月推計）、同「人口統計資料集」（2010 版）、同「日本の世帯数の将来推計」（平成 25 年 1 月推計）から算出

■川崎市内の従業者数(民営)



資料：川崎市「川崎市の経済（経済センサス）」平成24年速報値

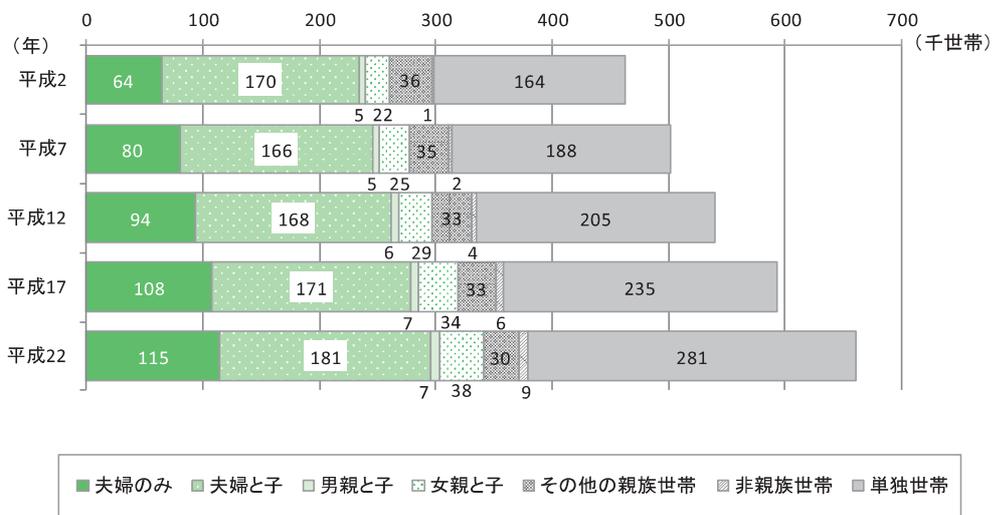
近年のライフステージの変化や、就労時間帯や勤務形態の多様化の進行から、多岐・多様にわたる一人ひとりのさまざまな価値観を表す生活様式（ライフスタイル）への対応が求められています。

2 家庭の状況

(1) 核家族世帯やひとり暮らし世帯の増加

都市化の進展に伴う人口集中は、職と住の分離の進行や大家族の分割を促進し、都市周辺に居住する核家族世帯の増加を生み出してきました。本市での1990(平成2)年から20年間の世帯の変化をみると、核家族(夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子)が1990(平成2)年の261千世帯から2010(平成22)年の341千世帯と約1.3倍に増えていきます。特に「夫婦のみの世帯」と「女親と子の世帯」の増加が大きく、「夫婦のみの世帯」では約1.8倍、「女親と子の世帯」では約1.7倍となっています。また、「単独世帯」(ひとり暮らし)も約1.7倍と大きく増加しています。

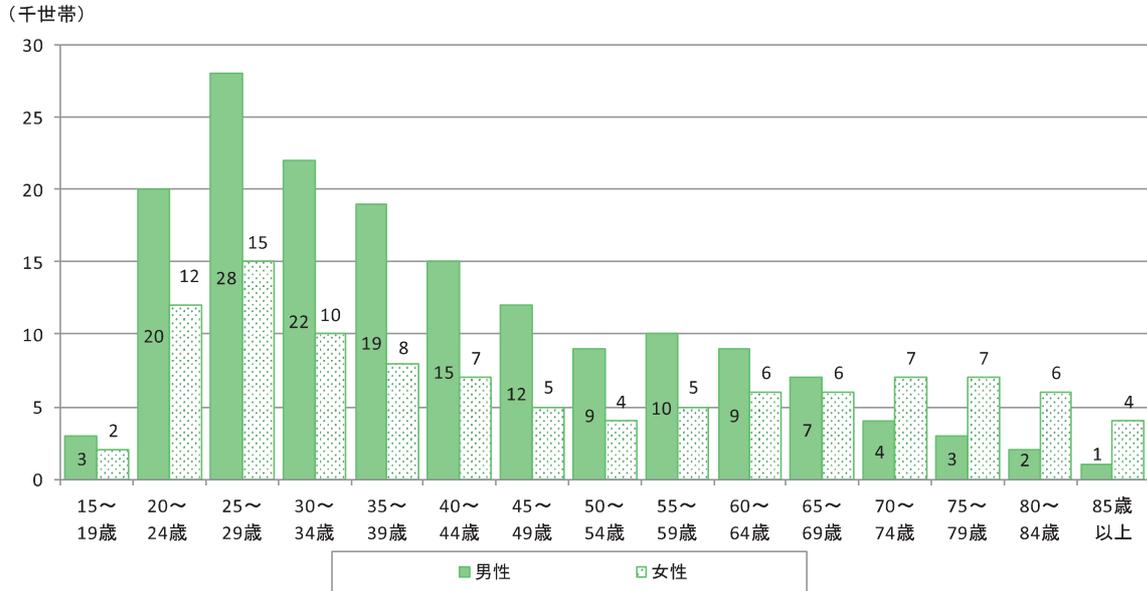
■川崎市における家族類型別世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

本市の年齢別のひとり暮らし世帯をみると、20代から30代にかけての若者のひとり暮らしが多く、男女ともに25歳から29歳が最多数ですが、特に男性の若い世代のひとり暮らしが多くなっています。

■川崎市の年齢別ひとり暮らし世帯数



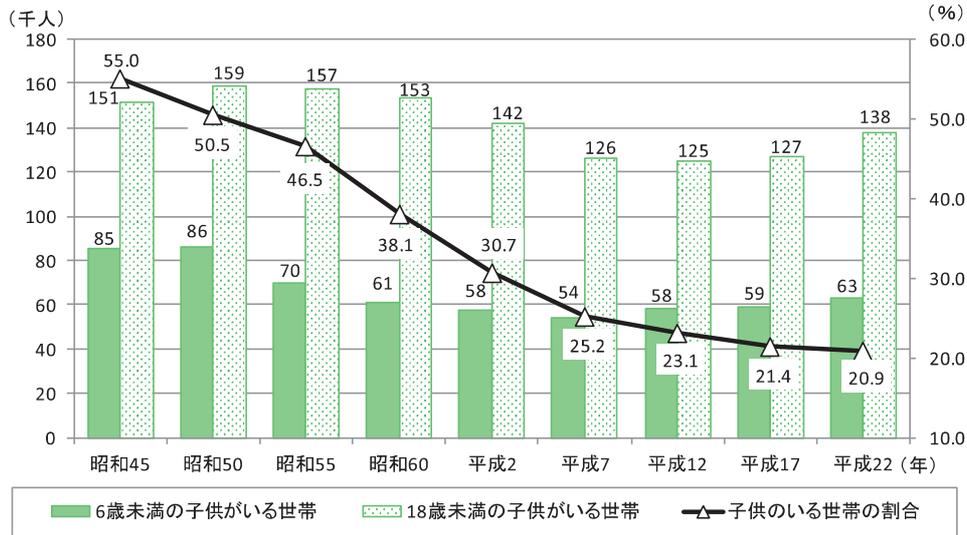
資料：総務省「国勢調査報告」(平成22年)

核家族世帯の増加に伴い、伝統的な生活様式に左右されず、自らの価値観によって生活の質を選択・追及するといった一人ひとりのライフスタイルの多様化や個性化が進んでいることが考えられます。

(2) 子どものいる家庭の割合、及び一世帯あたりの子どもの数の減少

本市の子どものいる一般世帯数の推移をみると、6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数はそれぞれ1995(平成7)年、2000(平成12)年以降微増していますが、子どものいる世帯の割合は、1970(昭和45)年以降減少し続けており、2010(平成22)年までの40年間で34.1ポイント減少しています。

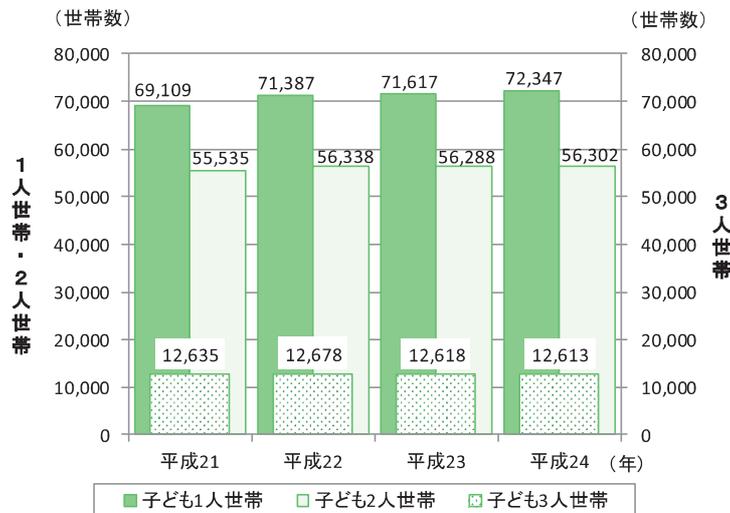
■川崎市における子どものいる一般世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

本市の子どもの人数別世帯数の推移をみると、子ども1人の世帯が増えています。また、2010(平成22)年から、子どもが2人の世帯は横ばい、3人の世帯は減少傾向にあり、一世帯あたりの子どもの数が減っていることがわかります。

■川崎市における子どもの人数別世帯数の推移



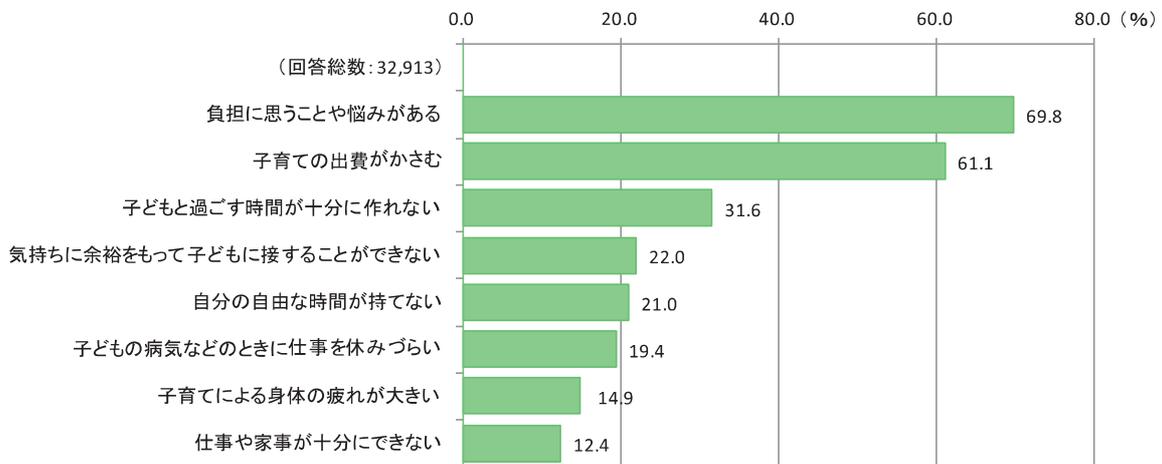
資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

本市の子どものいる世帯の割合は減少し続けており、一世帯当たりの子どもの数の減少や人口推計からも、今後は少子化の進行が予測されています。

(3) 子育てについての意識

厚生労働省「第11回21世紀出生児縦断調査」(2012(平成24)年度)によると、約7割が「負担に思うことや悩みがある」と感じているように、多くの保護者は子育てに対して負担感や悩みを持っており、特に「子育ての出費がかさむ」といった経済的な理由を挙げている保護者が多いことがわかります。ほかに、「子どもと過ごす時間が十分に作れない」、「気持ちに余裕をもって子どもに接することができない」、「自分の自由な時間が持てない」などを感じている状況があります。

■子育てへの負担感(全国)

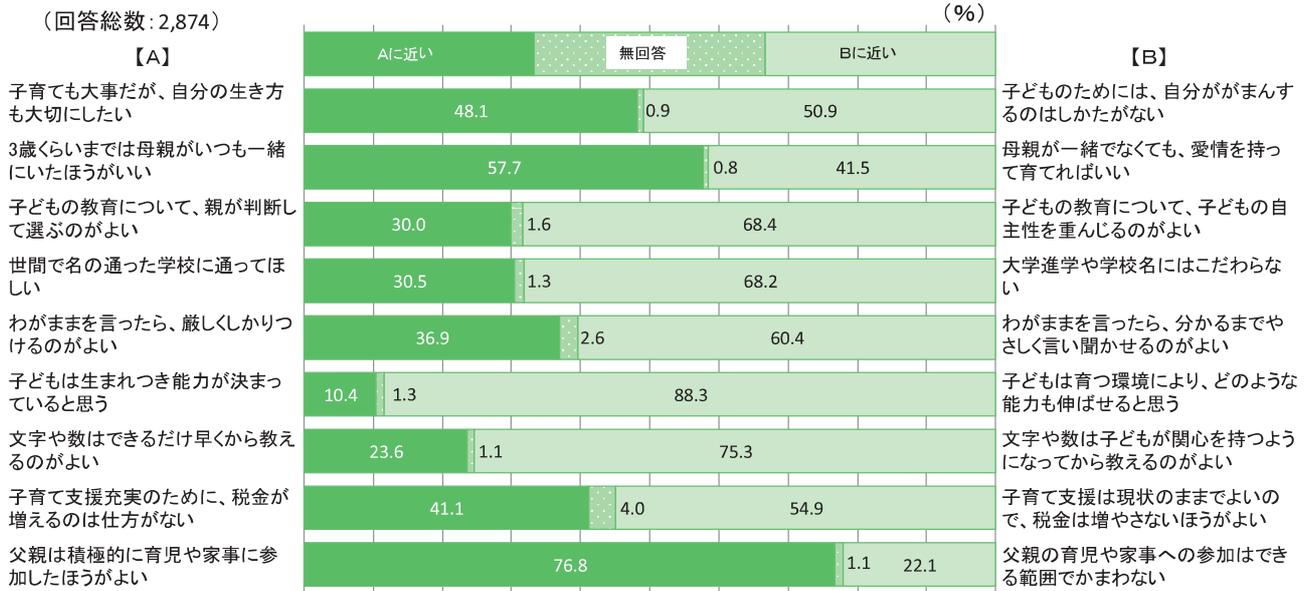


資料：厚生労働省「第11回21世紀出生児縦断調査」(平成24年)
(平成13年1月・7月生まれの子を対象：調査数36,059件、回収数32,913件)

川崎市「子育てに関する意識調査」(2012(平成24)年)によると、「3歳くらいまでは母親がいつも一緒にいたほうがよい」と思っている保護者の割合が約6割と高く、在宅児童とその保護者への支援も必要です。さらに、「父親は積極的に育児や家事に参加したほうがよい」と思っている保護者が4分の3以上と高い割合を占めており、家庭における父親の育児や家事などへの参加が期待されています。

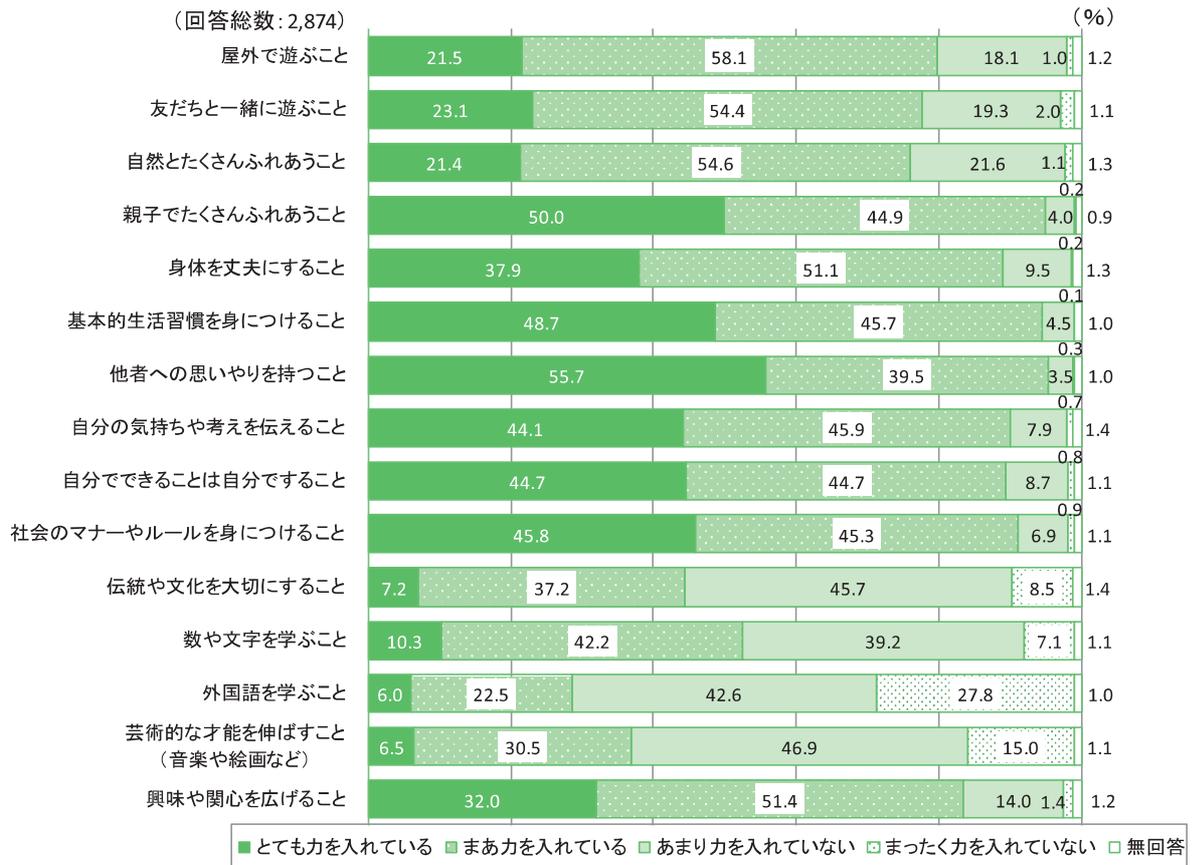
また、子育てで「とても力を入れている」こととして、「他者への思いやりを持つこと」、「親子でたくさんふれあうこと」を挙げた保護者が半数以上です。「まあ力を入れている」を含めると、約9割の親が「身体を丈夫にすること」、「基本的な生活習慣を身につけること」、「自分の気持ちや考えを伝えること」、「自分でできることは自分ですること」、「社会のマナーやルールを身につけること」に力を入れていることがわかります。

■保護者の子育てに対する考え方について(川崎市)



資料：川崎市「子育てに関する意識調査」(平成24年)

■保護者が子育てで力を入れていること(川崎市)



資料：川崎市「子育てに関する意識調査」(平成24年)

子育て中の保護者が時間的、精神的に余裕を持てるような支援が必要です。また、子育て家庭の経済的な負担を少しでも軽減できるよう、効果的な支援が求められています。

子どもが社会の中で有意義で豊かな人生を過ごすためには、子ども時代からの健やかな育ちが必要です。

(4) 多様化する子育てニーズの状況

ア 就学前の子どもの養育状況

本市の就学前の子どもの養育状況として、総数 80,963 人のうち低年齢児を中心とした在宅児童が約 40% (32,673 人)、認可・認可外の保育所に通う子どもが約 32% (25,716 人)、幼稚園に通う子どもが約 28% (22,574 人) となっています。

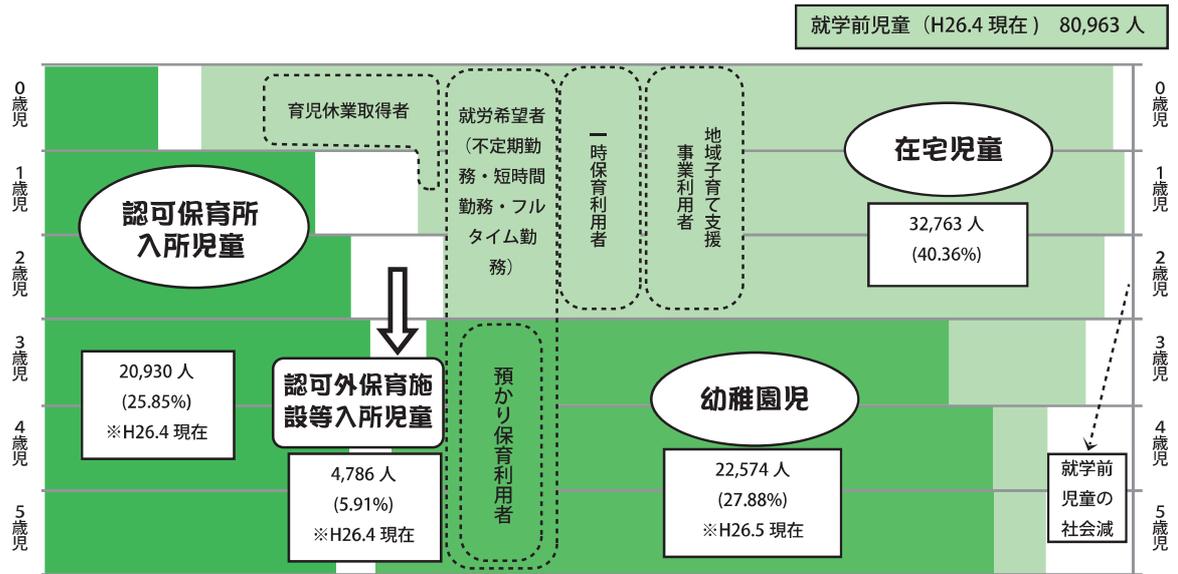
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
就学前児童数(A)	13,822	13,949	13,618	13,489	13,059	13,026	80,963
認可保育所 入所児童数(B)	1,467	3,510	4,004	4,220	3,953	3,776	20,930
(構成比)	7.01%	16.77%	19.13%	20.16%	18.89%	18.04%	100.00%
(就学前児童割合)	10.61%	25.16%	29.40%	31.28%	30.27%	28.99%	25.85%
認可外保育施設等 入所児童数(C)	542	1,322	1,129	718	585	490	4,786
(構成比)	11.32%	27.62%	23.59%	15.00%	12.22%	10.24%	100.00%
(就学前児童割合)	3.92%	9.48%	8.29%	5.32%	4.48%	3.76%	5.91%
幼稚園児数(D)	-	-	-	6,755	7,763	8,056	22,574
(構成比)	-	-	-	29.92%	34.39%	35.69%	100.00%
(就学前児童割合)	-	-	-	50.08%	59.45%	61.85%	27.88%
在宅児童数 (A-B-C-D)	11,813	9,117	8,485	1,796	758	704	32,673
(構成比)	36.16%	27.90%	25.97%	5.50%	2.32%	2.15%	100.00%
(就学前児童割合)	85.47%	65.36%	62.31%	13.31%	5.80%	5.40%	40.36%

注1) 認可保育所入所児童数は、平成26年4月1日現在の市内在住の入所者数(川崎市子ども本部調べ)

注2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成26年4月1日現在の利用者数(川崎市子ども本部調べ)

注3) 幼稚園児数は、平成26年5月1日現在の市内在住の入園者数(平成26年7月時点の川崎市子ども本部調べ)

注4) 在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数

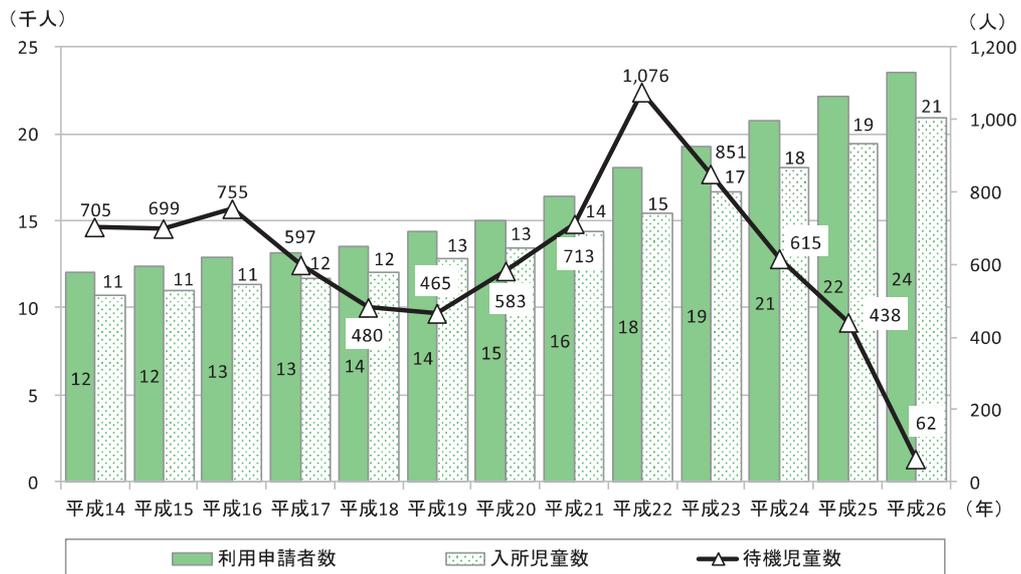


資料：川崎市こども本部調べ（平成26年7月）

イ 認可保育所の入所状況の推移

人口増加に伴う就学前の子どもの数の増加や共働き世帯の増加などを背景に、認可保育所の利用ニーズは高まっており、待機児童解消に向けた取組を進めています。

■川崎市における認可保育所の入所状況の推移

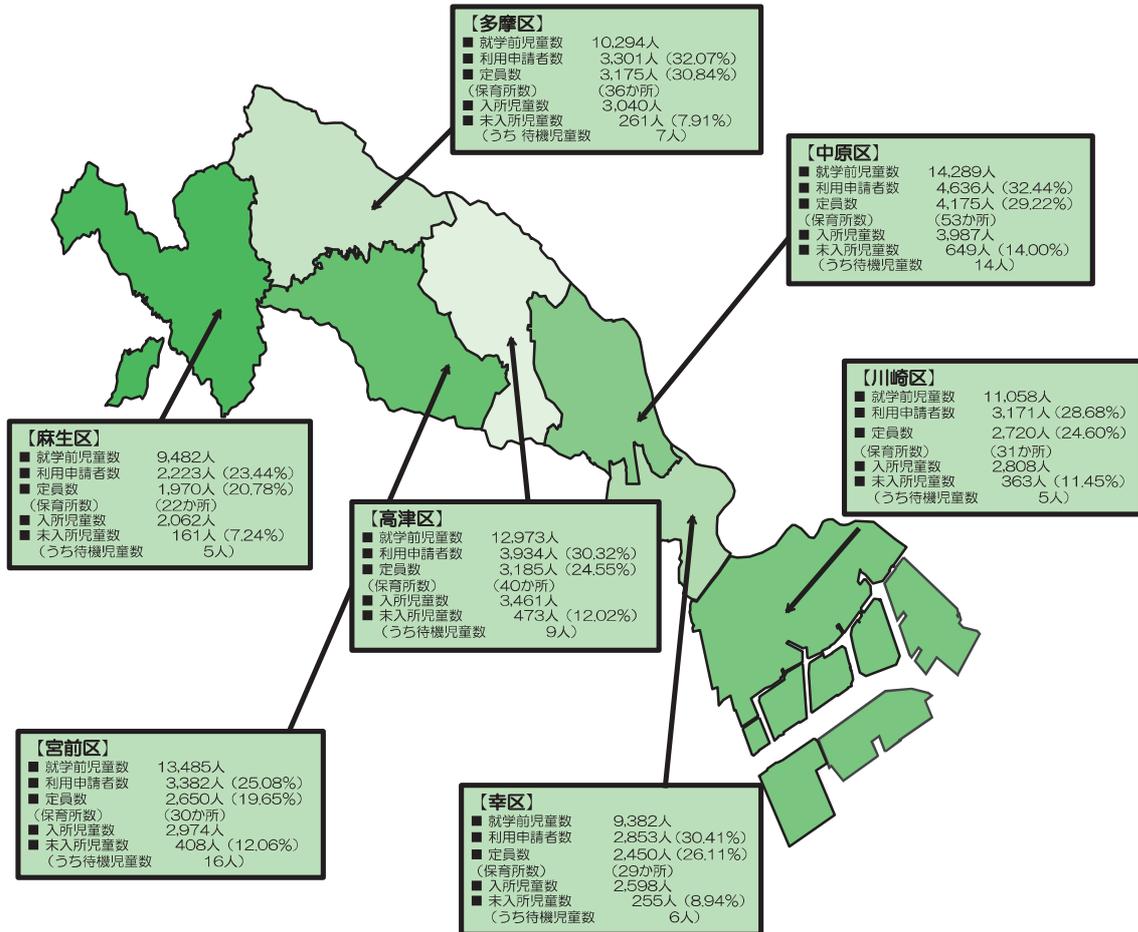


資料：川崎市こども本部調べ（各年4月）

ウ 地域ごとの保育需要への対応

待機児童解消に向けては、各地域の保育需要を把握・分析しながら、保育所の整備や認可保育所に入所不承諾（未入所）となった保護者へのきめ細やかな対応を進めていく必要があります。

■認可保育所の状況(区別)



※「利用申請者数」及び「定員数」における割合は、「就学前児童数」を母数とする。
 ※「未入所児童数」における割合は、「利用申請者数」を母数とする。

資料：川崎市こども本部調べ（平成26年4月現在）

各家庭の就学前の子どもの養育状況はさまざまなことから、各子育て家庭のニーズに即した情報提供や相談支援が求められています。

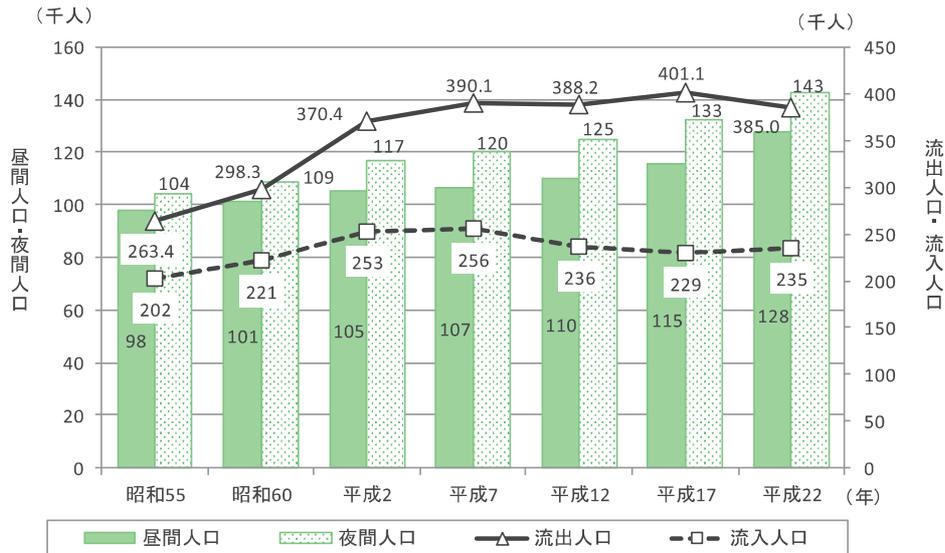
また、認可保育所利用の増加に適切に対応するために、地域の状況を踏まえた保育環境の整備が必要です。

3 地域の状況

(1) 地域のつながりの変化

本市の昼間人口と夜間人口の推移を比較すると、昼間よりも夜間の方が人口が多いことがわかります。昼間は仕事に出かけるなど職と住が分離することによって、地域との結び付きや人間関係が希薄化する状況が考えられます。

■本市の昼間人口・夜間人口の推移

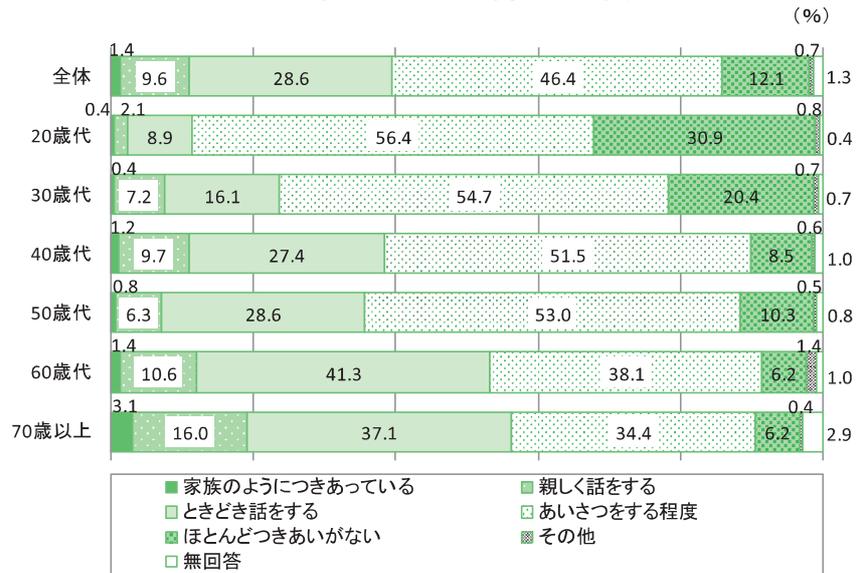


資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

本市の近所付き合いの程度をみると、20代、30代の若い世代では、多くが「あいさつをする程度」にとどまっています。特に20代では、「ときどき話をする」以上の付き合いはわずか1割程度です。

かつて、子どもは親だけでなく地域のさまざまな大人の見守りのもとで、さまざまな年齢の子ども同士の関係を築きながら成長してきましたが、都市化の進展や核家族世帯の増加、地域での住民同士のつながりや関わりの希薄化などから地域コミュニティが著しく衰退しています。地域の大人が子どもに関わる機会も少なくなってきたこともあり、今まさに「地域の子育て力の向上」が求められています。

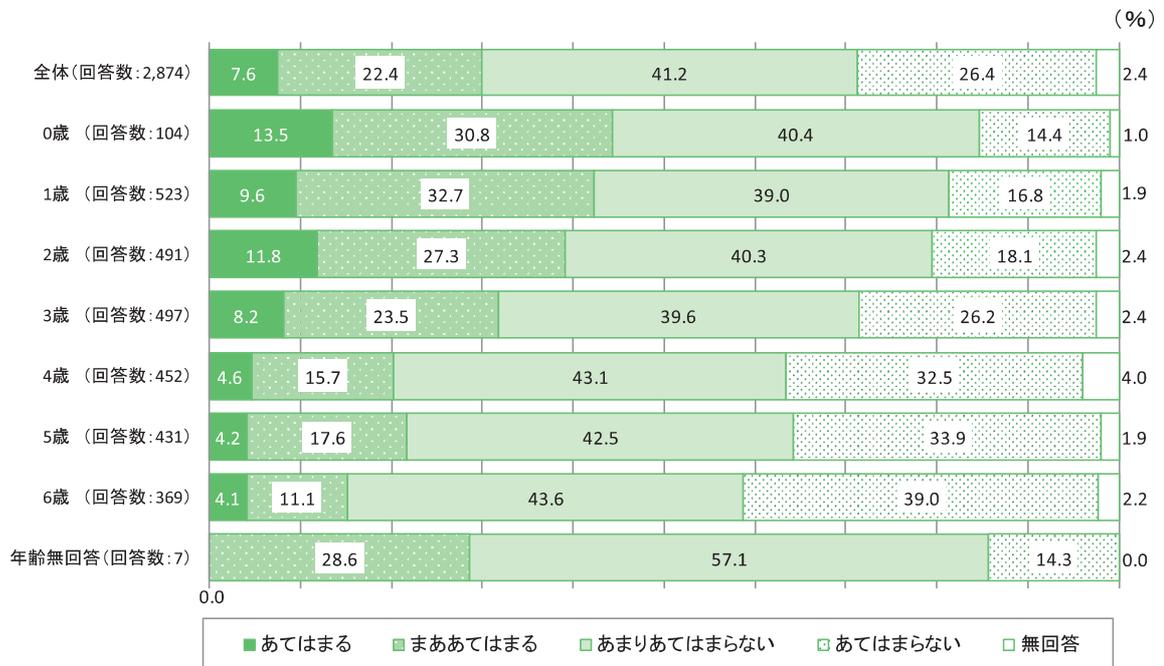
■近所付き合いの程度(川崎市)



資料：川崎市「第3回川崎市地域福祉実態調査」(平成25年)

一方、子どもが低年齢であればあるほど、特に0歳児から3歳児を持つ親が地域のサークルへ参加したいという意向が強いことがわかります。0歳児を持つ親の約45%がそういった地域サークルへの参加に興味があります。

■保護者の地域の子育てサークルへの参加の意向(川崎市)



資料：川崎市「子育てに関する意識調査」(平成24年)

地域では、近所付き合いが希薄になる中、さまざまな子育ての悩みや不安を抱えた多くの家庭が生活しています。そういった家庭が孤立化しないよう、地域や社会全体が親子の育ちを支え、子育てを通じて親自身が成長できる環境づくりを進める必要があります。

そのために、区役所を中心として、こども文化センター、保育所、地域子育て支援センターなどの身近な施設や子育てのノウハウを有効活用するとともに、地域とのつながりが持てるような取組が必要です。

(2) 子どもの育つ環境の変化

ア 自然体験や外遊びの場所の減少

近年の都市化の進展や社会環境の変化に伴い、子どもの成長過程に大切な遊びや自然体験の場が減少しています。身近にあった広場など、これまでの子どもの遊び場が失われ、のびのびと身体を動かしたり、外遊びを通じた子ども同士の交流の機会が減少し、屋内で遊ぶ子どもや一人で遊ぶ子どもが増加しています。

既存の公園・広場についても、ボール遊びに規制があるなど、子どもが自由にのびのびと遊ぶことが難しい状況にあります。

子どもの健全な育ちのためには、体力づくりなど子どもが主体的となって自由にのびのびと遊べる場所が必要であり、遊び場や居場所づくりの充実が求められています。

イ インターネットやスマートフォンの普及

近年、スマートフォン等を所持する子どもが増加しており、インターネットを通じた犯罪やいじめに巻き込まれる危険性が高まっています。また、長時間利用による生活リズムの乱れや有害情報へのアクセス等トラブルに巻き込まれるケースも増えています。メッセージのやり取りや無料IP電話などの機能を有する「メッセージングアプリ^{注1)}」や「SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）^{注2)}」などにおけるいじめや犯罪も懸念されています。

注1) メッセージのやり取りや無料IP電話などのメッセージング機能を提供するアプリケーションの総称

注2) 人と人とのつながりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネット上のサービス

子どもがインターネットやスマートフォン等を安全に利用するためには、保護者がインターネット接続機器へのフィルタリング^{注1)}を行うなど、適切に情報を取捨選択する情報リテラシー能力^{注2)}を身につけることや、子どもとの話合いを通じて、子どものインターネットやスマートフォン等の使い方のルールを決めることなどについて、保護者に啓発していくことが必要です。

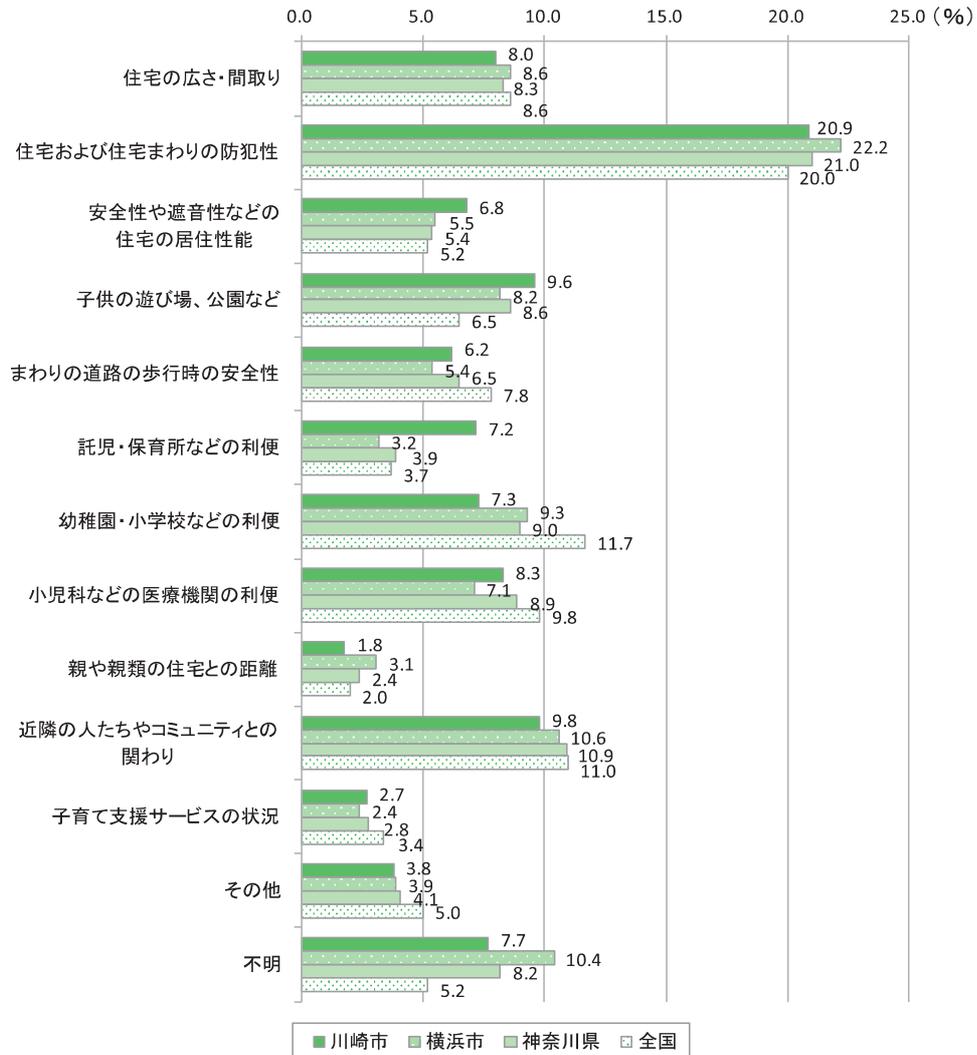
注1) 有害な内容のウェブサイトにはアクセスできないようにすること

注2) 情報を活用する能力

ウ 子どもの安全・安心の確保

子どもは心身の成長に伴い好奇心が旺盛となり、行動する範囲が広くなることから、事故や事件などに遭遇する危険性が増えてきます。子育て世代が住環境において最も重要と思う点は、「住宅および住宅まわりの防犯性」となっています。

■保護者から見た子育てにおいて重要な住環境



資料：国土交通省「住生活総合調査」（平成20年）

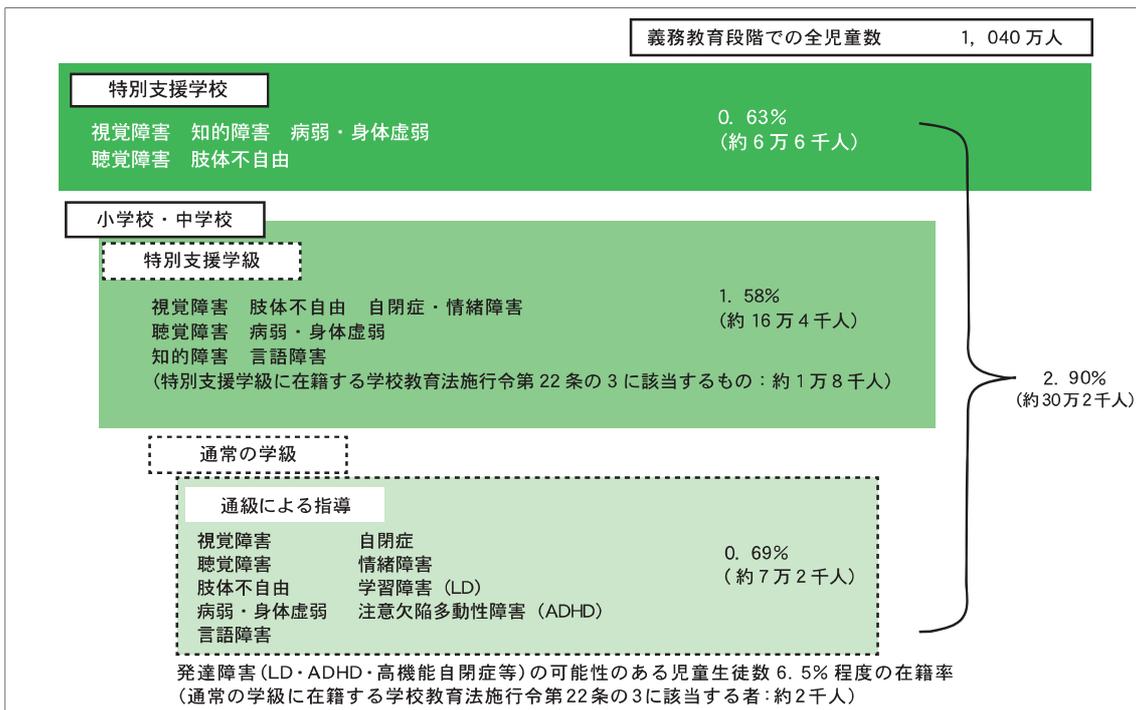
子どもの安全や安心を守るためには、家庭での事故防止、道路や子どもの遊び場の安全対策、地域で子どもを守る取組や防犯対策など、地域の中で、学校やPTA、住民の力で、自分たちの住むまちの安全を高めていくという意識を持ち、それを実践するとともに、また、子どもに自分の身を守る方法を教え、子ども自らが自分の身を守る方法を学ぶことが求められています。

4 子ども・若者の状況

(1) 発達障害児の増加

自閉性障害、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある子どもの数は、近年相当数に上るとされています。これらの発達障害のある子どもについて、文部科学省が全国の公立小中学校を対象に実施した調査（2012(平成24)年)によると、発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度の在籍率と推計されています。

■義務教育段階で特別支援教育の対象となっている児童の数



資料：文部科学省

注) この数値は、平成24年に文部科学省の行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

発達障害は、特にコミュニケーション、対人関係や社会性においてその特徴が現れますが、発達障害のある子どもにとっては、発達段階に応じた適切な支援が重要であり、適時適切な支援が行なわれないと、就学後に学習面や生活面にさまざまな困難を抱えることが多くなり、不登校などの二次的な障害が生じてしまう場合もあります。早期発見・早期支援の必要性は高く、健康診査、医学的診査の充実や専門的な相談支援体制の強化とともに、発達障害に関する理解と、理解を深めるために必要な普及啓発を行うことが求められています。

保健・医療、福祉、教育などの連携・協力を図りながら、障害のある子どもやその家族に対して、乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した支援の提供体制が重要です。

（2）児童虐待の増加

近年の核家族世帯の増加や家庭と地域の関わりの希薄化などに伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに不安感や負担感を持つ人が増えています。

児童相談所や市町村に寄せられる虐待の相談・通告件数は全国的に増加し続けており、虐待による死亡事例も後を絶たない状況にあります。虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめ、最悪の場合には子どもの生命をも奪うこととなる重大な人権侵害です。

児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応に向けて、相談体制の充実や相談窓口の啓発・広報、さらには虐待を受けた子どもの保護とその後のケアや、自立支援に至るまで、総合的・継続的な支援の充実が求められています。

（3）居所不明児童

近年、乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けていない子どもや、学齢期に至っても不就学などとなっている児童の中に居住実態が把握できない子どもが多数いることが把握され社会問題となっています。その多くは、住民票を残したまま海外へ出国してしまったり、経済的理由などから住民票を残したまま他地域へ転居していることが考えられます。こういった背景により、ネグレクト（育児放棄）などの児童虐待が発生するおそれがあります。

居所不明児童については、早期の実態把握が大変重要であることから、健診・予防接種・新生児訪問などの母子保健分野や、児童相談所、保育所や幼稚園、学校といった関係機関相互の情報の共有や連携による迅速かつ効果的な対応が求められています。

（4）子どもの貧困

近年、格差社会という切り口から貧困問題が取り上げられ、その中で、子どもの貧困が問題となっています。「等価可処分所得^{注1)}の中央値の半分で示す貧困線^{注2)}を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合」として定義されている「子どもの貧困率」は、厚生労働省「国民生活基礎調査」（2013(平成25)年)によると、平成24年の数値は16.3%です。国際比較をしてみると、日本の子どもの貧困率は2010(平成22)年において経済協力開発機構(OECD)に加盟する国34か国中10番目に高い結果となっており、OECD加盟国の平均より上回っています。

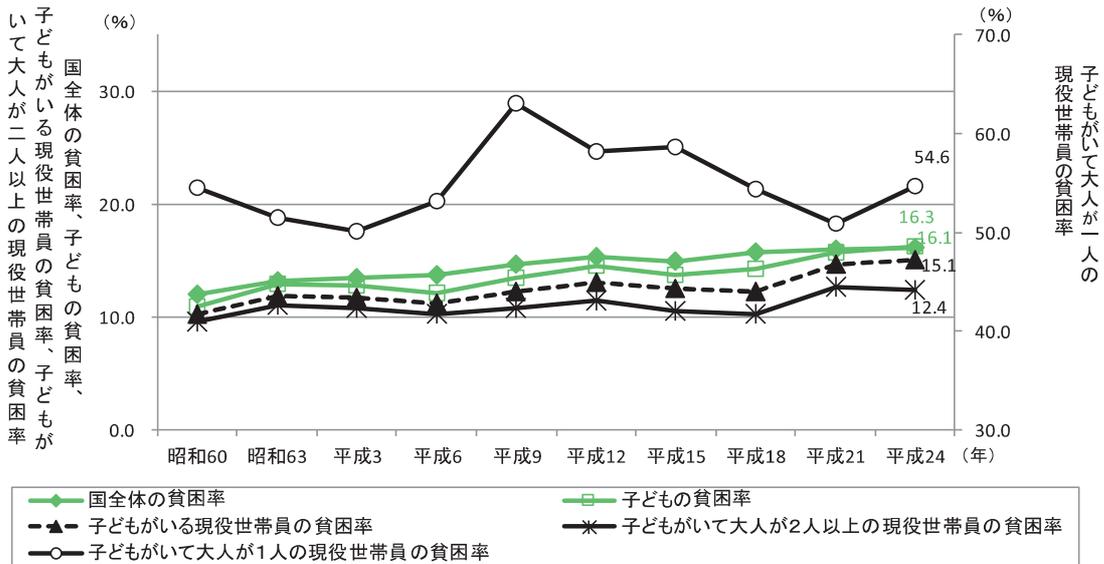
このような状況の中、国においては、2013(平成25)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014(平成26)年には同法に基づく貧困対策の推進に向け「子供の貧困に関する大綱」が取りまとめられました。

大綱の中では、「子供の貧困対策に関する基本的な方針」、「子供に関する指標」、「指標の改善に向けた当面の重点施策」（教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援）、「子供の貧困に関する調査研究等」などを定めています。

注1) 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得

注2) OECDの基準で定められたもの。平成24年の貧困線は122万円(名目値)

■我が国における貧困率の年次推移

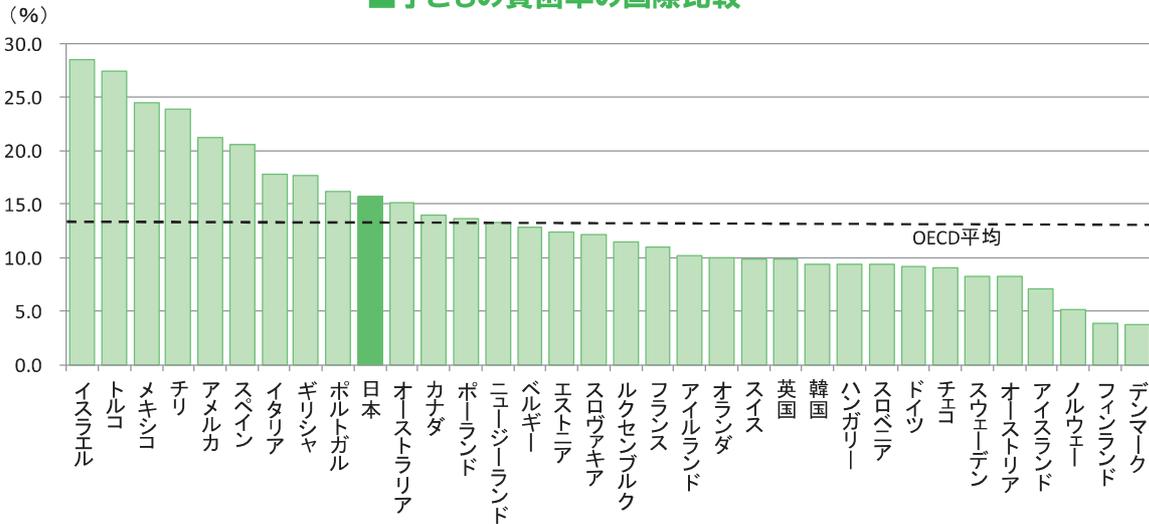


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 25 年)

注) 国全体の貧困率とは、日本における全世帯人員総数に対する、貧困線を下回る世帯人員数の割合をいう。

また、大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

■子どもの貧困率の国際比較



資料：OECD「Family database “Child Poverty”」(2014)ただしデータは 2010 年のもの

子どもの貧困は、その子どもの教育や進学等の機会を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。子どもがその成育環境に左右されないことがないよう、本市での子どもとその家庭の貧困の実態を捉え、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

(5) 自立できない若者等の増加

現在の若者が直面する困難な状況として、完全失業率や非正規雇用率の高さ、若年無業者^{注1)}の存在など、「学校から社会・職業」への移行が円滑に進まないことがあげられます。総務省「労働力調査」(2013(平成25)年)によると、若年無業者は2013(平成25)年では約60万人と高い状況にあり、フリーター^{注2)}は約182万人であり2008(平成20)年から増加している状況となっています。

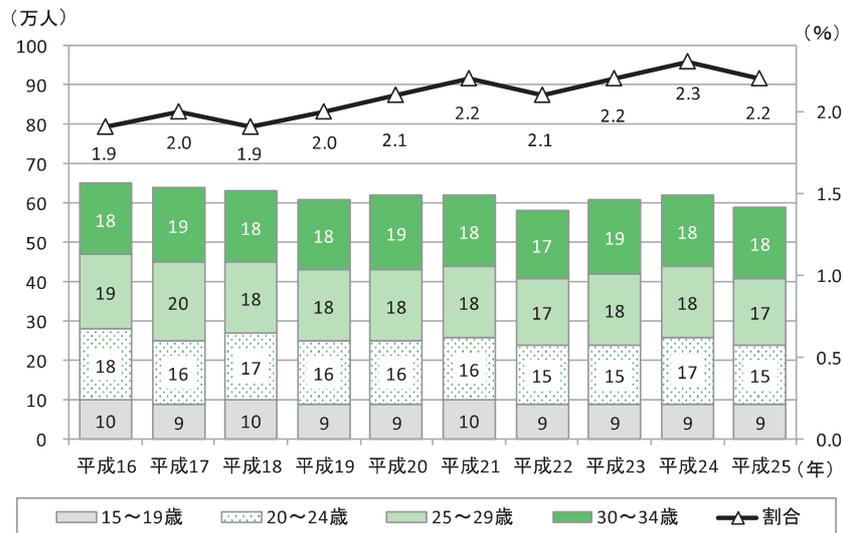
内閣府「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」(2010(平成22)年)によると、約69.6万人がひきこもり^{注3)}状態で生活していると推計されています。

注1) 若年無業者：15歳から34歳までの家事・通学をしておらず、既卒、未婚の人を指す。

注2) フリーター：英語の「free(フリー)」と独語の「arbeit(アルバイト)」に「~する人」という意味の英・独語「er」をつなげた和製造語の「フリー・アルバイト」を略した造語

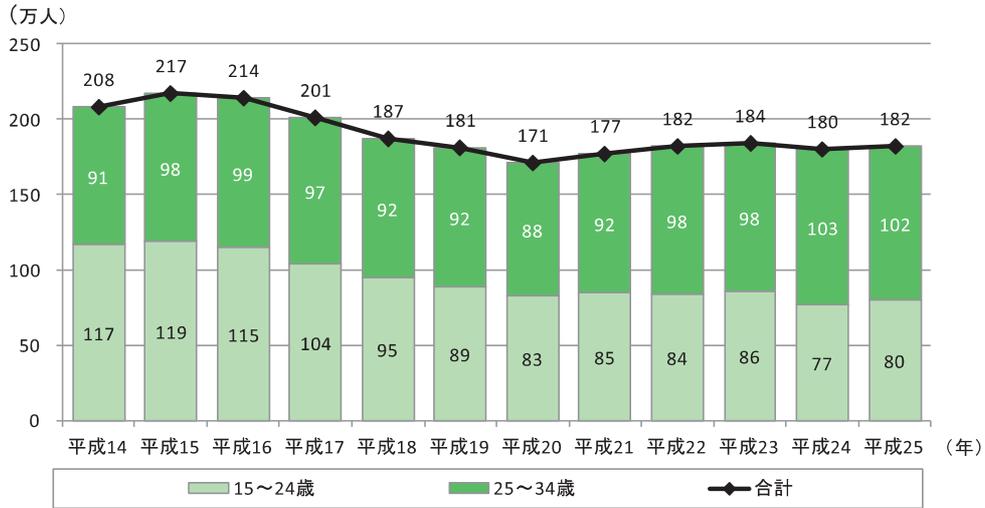
注3) ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態

■我が国における若年無業者数及び人口に占める割合



資料：総務省「労働力調査」

■我が国におけるフリーター数の推移



資料：総務省「労働力調査」

■我が国のひきこもり推計数

	有効回収数に占める割合	全国の推計数
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40%	15.3 万人
自室からは出るが、家からは出ない	0.09%	3.5 万人
自室からはほとんど出ない	0.12%	4.7 万人
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する	1.19%	46.0 万人
計	1.79%	69.6 万人

資料：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成22年）

職業意識や職業観が未熟な若者や、目的意識が希薄なまま進学する若者が増えていることから、若者の社会的・職業的自立に向けた取組が重要です。さらに、若年無業者やひきこもり等困難を抱える若者の自立を支援するため、社会的自立までの支援体制の整備の推進が必要です。